

山鹿市告示第161号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び山鹿市一本松農村公園条例（平成17年山鹿市条例第154号）第13条第1項の規定に基づき、山鹿市一本松農村公園の指定管理者を指定するとともに、同条例第15条第1項の規定に基づき、当該施設の利用に係る利用料金を当該指定管理者に収受させることとしたので、次のとおり告示する。

令和7年12月23日

山鹿市長 早田順一

1 施設の名称

山鹿市一本松農村公園

2 施設の指定管理者として指定する団体

山鹿市鹿本町来民962番地2

かもと物産振興会

会長 宮崎 利水

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで